

青森県報

第六百九号

令和五年
五月十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二

公 告

- 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 右 同……………(同) ……二

出先機関

- 土地改良事業の工事の完了……………(西北地域県民局) ……三
- 道路の位置の指定……………(下北地域県民局) ……三

公 営 企 業

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院管理局情報管理課) ……三

雑 報

- 公立大学法人青森県立保健大学特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(公立大学法人青森県立保健大学) ……四

告 示

示

青森県告示第二百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定制としたので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定制年月日
名称 社会福祉法人一葉会	主たる事務所の所在地 弘前市大字福村字新館添五〇の八	名称 はるなの里「自由ヶ丘」	令和五・五・一
短期入所	所在地 弘前市大字自由ヶ丘三丁目一五の九		

青森県告示第二百四十五号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一号の規定により告示する。

令和五年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 保安林子定森林の所在場所
東津軽郡平内町大字口広字口広沢一六六の九二
- 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸三沢線	上北郡六戸町大字下吉田字米沢九の三から 上北郡六戸町大字下吉田字米沢五の二まで		前	一・一六七メートルから 二・四八七メートルまで	一三六・一五メートル	
					後	一・三九七メートルから 四・一八八メートルまで	一三六・一五メートル	

公 告

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、大開堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災工事））の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和五年六月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

らないこととされている。

令和五年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

緊急防災工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年五月十五日から同年六月九日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、神原堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災工事））の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定

により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

緊急防災工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年五月十五日から同年六月九日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年五月十二日

西北地域県民局長 長 内 昌 彦

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
-----	-------------	---------

赤石川 第二頭首工	農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）	令和 五・三・六
田光用水路	農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）	五・三・三

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月十二日

下北地域県民局長 蛭 名 芳 徳

位 置	延 長	幅 員	指 定
むつ市金曲二丁目二八の一 及び四四三の一	九三・六三メートル	六・〇五メートル	令和 五・四・七

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
電算システム運用管理業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部情報管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和五年三月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
三千四百三十三万五千二百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

雑 報

公立大学法人青森県立保健大学特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

公立大学法人青森県立保健大学物品等又は特定役務の調達手続に関する規程第三条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同規程第十七条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十二日

公立大学法人青森県立保健大学理事長 吉 池 信 男

- 一 特定役務の名称及び数量
公立大学法人青森県立保健大学清掃作業等業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
公立大学法人青森県立保健大学事務局総務課
青森市大字浜館字間瀬五八の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年三月十三日
- 五 落札者の名称及び住所
エスエフシー株式会社
福島県福島市南矢野目字三角田八
- 六 落札金額
三千六百二十七万八千円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす
- 八 入札の公告を行った日
令和五年一月十三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭